

令和2年5月21日

介護保険施設
医療機関
居宅介護支援事業所
地域包括支援センター

管理者様

糸満市長 上原 昭
(公印省略)

糸満市における新型コロナウイルス感染症に係る要支援・要介護認定の
臨時的な取り扱いについて (変更)

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件について、令和2年4月20日付の通知により取り扱ってきたところですが、沖縄県の緊急事態宣言が解除されたことなどを受け、下記のとおり、その取り扱いを一部変更します。

なお、当該取り扱いの変更、終了等については、国の通知等により確認し、随時、糸満市ホームページ等に掲載しますので、ご確認をお願いします。

記

1. 変更後の対応方針

4月20日からの特例措置として「糸満市における新型コロナウイルス感染症に係る要支援・要介護認定の臨時的な取り扱いについて (変更)」により認定調査を実施していませんでしたが、5月21日以降の申請分については適用せず、当面の間、以下の取り扱いにより、認定調査を実施することとします。

2. 新規・区分変更申請について

認定調査を実施します。そのため、対象者がいる施設等については、施設の入所者と隔離されたスペースを用意するなど、調査実施については、本市にお問い合わせの上、別途調整を行ってください。ご協力をお願いいたします。

3. 更新申請について

介護保険施設や病院等が外部との面会を禁止する等の措置をとった場合、臨時的な取り扱いとして、当該施設等に入所している被保険者の有効期間については、下記の運用により、認定調査を実施せず、従来期間(要介護度はそのまま)に新たに12ヶ月を合算します。

なお、被保険者の状態や環境等の変化により、介護の手間が軽減又は増加した場合で認定調査が必要な場合は、別途調整させていただきますので、ご連絡ください。

(1) 施設等において面会禁止の判断をした場合

様式1「新型コロナウイルス感染症に係る面会禁止措置開始申出書」と様式2「要介護認定臨時的取り扱い対象者リスト」を糸満市福祉部介護長寿課認定給付係に提出してください（FAX不可）。

在宅での面会が困難な場合は、別途調整させていただきますので、ご連絡ください。

(2) 対象者の取り扱い

臨時的な取扱いの対象者については、要支援及び要介護認定の更新申請をした被保険者です。提出のあった対象者リスト

と当該被保険者の要介護・要支援認定申請書を突合し、申請内容等を確認の上、従来の期間に12か月を合算します。

(3) 被保険者証の送付

被保険者証は、随時、更新処理を行い送付します。

(4) 面会禁止等を解除する場合

面会禁止等を解除する場合は、様式3「新型コロナウイルス感染症に係る面会禁止措置解除申出書」を提出してください。

(5) 更新申請の取り下げについて

今回の臨時的な取り扱いについては、有効期間合算のために当該更新申請の取り下げ処理を行う必要があります。本来、要介護（要支援）認定申請の取下依頼書の提出が必要ですが、職権により取り下げの処理を行いますので、ご了承ください。

4. 郵送による更新申請について

感染防止の観点から通常対面で行われる更新の申請受付については、郵送による手続きが可能となりました。詳しくは、糸満市ホームページをご覧くださいか、お問い合わせください。

5. お問い合わせ

糸満市 福祉部 介護長寿課 認定給付係

電話 098-840-8133

FAX 098-840-8152